

相良村告示第 10 号

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項を次のように定める。

令和 7 年 3 月 17 日

相良村長 吉松 啓一

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、相良村の情報通信施設を高度化し、高速で安定したブロードバンドサービス(以下「サービス」という。)を提供することで、情報通信格差解消を図り、また提供されるサービスを活用して企業誘致や移住・定住の促進、教育の ICT 化や住民の利便性及び防災機能の向上を図るため、高度無線環境整備推進事業を行う電気通信事業法(昭和 59 年法律第 89 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、相良村情報通信施設高度化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、相良村補助金等交付規則(昭和 58 年相良村規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるサービスを提供するために必要な設備構築に要する経費(付帯する工事費、調査費、設計費及び施工管理費を含む。)とする。ただし、消費税等に相当する額を除くものとする。

- (1) 通信設備構築費
- (2) 光伝送路構築費
- (3) 開通工事費
- (4) 維持管理費

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び決定等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 事業工程計画書
- (4) 施設及び設備の概要図(平面図)、設備場所の位置図
- (5) 補助事業に要する経費の見積書
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の審査及び調査の結果、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 4 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 補助事業者が、申請の取下げを行う場合には、前条に規定する補助金交付決定通知書の交付を受けてから 15 日以内までに、村長に補助金交付申請取下書(様式第 5 号)

を提出しなければならない。

(事業計画の内容変更等)

第6条 補助金の額の決定を受けた補助事業者は、事業計画の内容に重大な変更が生じたとき又は内容変更等により交付決定額を変更する必要があるときは、補助金変更申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更収支予算書(様式第7号)

(2) 見積書

(3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行わなければならない。

3 村長は、前項の審査及び調査の結果、補助金の変更交付の可否を決定し、補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(出来高確認申請及び出来高認定通知)

第7条 補助事業者は、出来高確認を受けるため、第4条の規定に基づく交付決定のあった日の属する年度の3月10日までに次の各号の書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 出来高確認申請書(様式第9号)

(2) 出来高報告書(様式第10号)

(3) 出来高内訳書

(4) 施工後の写真

(5) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による出来高確認申請書(様式第9号)の提出があったときは、その内容を審査し、出来高確認検査を行わなければならない。

3 村長は、前項の審査及び調査の結果、適当と認めるときは、出来高認定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第12号)に次の各号の書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第13号)

(2) 収支決算書(様式第14号)

(3) 施工後の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、対象事業が完了した日から起算して1ヵ月以内または事業完了年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 村長は、第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、完了確認検査を行わなければならない。

4 村長は、前項の審査及び調査の結果、適当と認めるときは、補助金額確定通知書(様式第15号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第16号）を村長に提出しなければならない。

2 第7条の規定による出来高認定通知を受けた補助事業者は、交付決定額のうち出来高額の範囲内において、補助金概算払請求書（様式第17号様式）を村長に提出しなければならない。

3 村長は第1項または第2項の請求があったときは、請求のあった日から40日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。第7条の出来高認定通知並びに第8条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他村長が返還相当と認める事由があるとき。

2 村長は、前項の規定による取り消し又は返還を命じるときは、補助金返還通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

相良村長 様

(補助事業者)

住所

名称

代表者氏名

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付申請書

このことについて、補助事業を実施したいので相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第4条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業工程計画書
- (4) 施設及び設備の概要図(平面図)、設備場所の位置図
- (5) 補助事業に要する経費の見積書
- (6) その他村長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業の目的	
施設及び設備の 設置予定場所	
事業の概要	
着工予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

第 年 月 日 号

様

相良村長

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった相良村情報通信施設高度化事業補助金について、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 4 条第 2 項の規定により下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付・不交付
(不交付の場合はその理由)
- 2 補助金額 円
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付の条件

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項及び相良村補助金等交付規則を遵守すること。

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 10 条第 1 項に規定する事項が生じたときは、この決定を取り消し、当該補助金の返還を命じることがある。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

第 年 月 日

相良村長 様

(補助事業者)

住所

名称

代表者氏名

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった相良村情報通信施設高度化事業補助金については、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 5 条の規定により補助金交付申請の取下げします。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 取下理由

相良村長 様

(補助事業者)

住所

名称

代表者氏名

相良村情報通信施設高度化事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった相良村情報通信施設高度化事業補助金の事業計画に変更が生じたので、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

変更前	総事業費	円
	交付決定額	円
	完了予定日	年 月 日
変更後	総事業費	円
	交付申請額	円
	完了予定日	年 月 日
変更の理由		
変更等の内容		

2 添付書類

(1)変更収支予算書(様式第 7 号)

(2)見積書(明細書)

(3)その他村長が必要と認める書類

様式第7号(第6条関係)

変更収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

項 目	変更予算額	予算額	備 考
国 補 助 金			
村 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

(2) 支出

(単位：円)

項 目	変更予算額	予算額	備 考
合 計			

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

相良村長

相良村情報通信施設高度化事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった相良村情報通信施設高度化事業補助金変更については、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり変更交付（不交付）決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付・不交付
(不交付の場合はその理由)
- 2 補助金額 変更前：
変更後：
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付の条件
 - (1) 相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項及び相良村補助金等交付規則を遵守すること。
 - (2) 相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 10 条第 1 項に規定する事項が生じたときは、この決定を取り消し、当該補助金の返還を命じることがある。

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

相良村長 様

(補助事業者)

住所

名称

代表者氏名

相良村情報通信施設高度化事業補助金出来高確認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった相良村情報通信施設高度化事業補助金について、出来高確認を受けたいので、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 出来高金額 金 円

2 関係書類

- (1) 出来高報告書書(様式第10号)
- (2) 出来高額内訳書
- (3) 施工後の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

様式第 10 号 (第 7 条関係)

出来高報告書

施設及び設備の 設置場所	
事業の実績	
完了日	年 月 日

様式第 11 号 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

様

相良村長

相良村情報通信施設高度化事業補助金出来高認定通知書

年 月 日付けで申請のあった相良村情報通信施設高度化事業補助金出来高確認申請書については、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり確認したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 出来高金額 | 金 | 円 |

様式第 12 号（第 8 条関係）

年 月 日

相良村長 様

（補助事業者）

住所

名称

代表者氏名

相良村情報通信施設高度化事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた相良村情報通信施設高度化事業が完了したので、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 8 条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 13 号）
- (2) 収支決算書（様式第 14 号）
- (3) 施工後の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

様式第 13 号 (第 8 条関係)

事業報告書

施設及び設備の 設置場所	
事業の実績	
完了日	年 月 日

様式第 14 号 (第 8 条関係)

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項目	決算額	予算額	比較増減	備考
国補助金				
村補助金				
その他				
合計				

(2) 支出

(単位：円)

項目	決算額	予算額	比較増減	備考
合計				

様式第 15 号 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

様

相良村長

相良村情報通信施設高度化事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった相良村情報通信施設高度化事業補助金については、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 8 条第 4 項の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円 (出来高金額 円)

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった相良村情報通信施設高度化事業補助金として下記の金額を交付されるよう相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 9 条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円 (概算払い額 金 円)

2 振込先口座情報

金融機関名	銀行 信用金庫 組合		本店 支店 支所										
	ゆうちょ 銀行	口座・通帳番号・番号 (左詰で記入)											
1 普通 2 当座													
口座番号	(左詰で記入)												
フリガナ													
口座名義													

年 月 日

(補助事業者)

住所

名称

代表者氏名

相良村長 様

相良村情報通信施設高度化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付の通知があった相良村情報通信施設高度化事業補助金として下記の金額を交付されるよう相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 9 条第 2 項の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座情報

金融機関名	銀行 信用金庫 組合		本店 支店 支所										
	ゆうちょ 銀行	口座・通帳番号・番号 (左詰で記入)											
1 普通 2 当座													
口座番号	(左詰で記入)												
フリガナ													
口座名義													

年 月 日

(補助事業者)

住所
名称
代表者氏名

相良村長 様

様式第 18 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日

様

相良村長

相良村情報通信施設高度化事業補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定及び確定通知を行った相良村情報通信施設高度化事業補助金については、相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由